

輸出管理規則（EAR）における定義の改訂  
FAQ 2016年9月1日施行

- 1 [EAR 非対称: 学術研究機関の履修便覧掲載講座における授業又は関連教育実習により提供される情報\( § 734.3\(b\)\(3\) \)。](#)
- 2 [公開された技術及びソフトウェア \( § 734.7 \)](#)
- 3 [基礎研究 \( § 734.8 \)](#)
- 4 [特許 \( § 734.10 \)](#)
- 5 [輸出及び再輸出の定義 \( § 734.13 及び § 734.14 \)](#)
- 6 [提供 \( § 734.15 \)](#)
- 7 [輸出、再輸出、又は移転には当たらない行為 \( § 734.18 \)](#)
- 8 [みなし再輸出とはならない行為 \( § 734.20 \)](#)
- 9 [技術の定義](#)
- 10 [輸出許可証の発行 \( § 750.7 \)](#)
- 11 [技術の一時的輸出 \(TMP\) \( § 740.9\(a\)\(3\) \)](#)

EAR 非対称：学術研究機関の履修便覧掲載講座における授業又は関連教育実習により提供される情報（ § 734.3(b)(3) ）。

Q. 1: 私は、超高速集積回路の設計と製造について大学の修士課程で教えています。学生の多くは外国人です。私は、この講座で教えるために輸出許可が必要でしょうか？

A: いいえ。学術研究機関の履修便覧掲載講座における授業及び関連教育実習による情報の提供は、EAR の対象ではありません。

Q. 1.2: 一部の学生が、これらの品目に対して通常は輸出許可が必要な国から来ていた場合、何らかの相違があるでしょうか？

A: いいえ、相違はありません。

Q. 1.3: 私が、この課程を教える際に、私の研究所での最近の、かつまだ未発表の研究結果について話す場合、何らかの相違があるでしょうか？

A: いいえ、相違はありません。

Q. 1.4: たとえ、その研究が政府より資金を助成されていてもですか？

A: その場合でも、その情報は EAR の対象とはなりません。

しかし、あなたは、その他の法律又はあなたの助成金若しくは契約で課せられる義務については免除されないのでしよう。

Q. 1.5: 私が外国の大学で教えた場合、何らかの相違があるでしょうか？

A: いいえ、相違はありません。

Q. 2: 私の会社では、高性能工作機械の設計及び製造について専用の講座で教えています。私たちの講習における教育は、EAR の対象となりますか？

A: あなた方独自のビジネスは § 734.3(b)(3) の意図する範囲内の“学術研究機関”とはみなされないため、その教育は § 734.3(b)(3) の“学術機関の履修便覧掲載講座における授業及び関連教育実習により提供されるもの”とはみなされないため、その教育は EAR の対象となる可能性が高いです。しかし、恐らく、その教育は §

## 輸出管理規則（EAR）における定義の改訂

FAQ 2016年9月1日施行

734.7(a)の“関心がある一般市民が通常的にアクセスできるコンファレンス、会議、セミナー、見本市、又は展示会での制限のない配布”とみなされる可能性があります。満たされなければならない条件は、このようなセミナー又は集会を“open”[公開]として適格であること（料金が費用（会議費であって、データ作成費ではない）に対して妥当であることを含む）、並びに、関心があり、専門的キャリアがあるすべての人が出席できる意図があることです。

[目次に戻る](#)

### 公開された技術及びソフトウェア（§ 734.7）

Q.1：物理的セキュリティの理由のため（例えば文書の窃盗から守るため、又はユーザーを保護するため）に所定の場所にアクセスコントロールを備えた資料室は、“一般に公開されており、一般に入手可能”[open and available to the public]ですか？

A：はい、その通りです。

Q.2：私の博士論文は、カナダを除くすべての仕向地に輸出許可が必要であるとしてEARにリストされている技術に関するものであって、これまで一般配布としては公表していません。しかし、この論文は私が学位をとった機関で入手できます。私は、海外の同僚に別のコピーを送るのに輸出許可が必要でしょうか？

A：それは、あなたの論文を入手できるのがどの機関であるかによって決まる可能性があります。それが大学の図書館で、容易に利用できない場合、それは“公開されているもの”ではなく、その輸出又は再輸出は上記の理由によりEARの対象となります。あなたの博士号研究が§ 734.8の“基礎研究”とみなされる場合、EARの対象とならないでしょう。しかし、そうでない場合、米国外にあなたの論文のコピーを送付する可能性がある前に、（輸出許可要件に該当する場合）輸出許可を取得するか、許可例外の適用を受ける必要があります、或いは（輸出許可要件に該当しない場合）輸出許可不要（NLR）を用いることとなります。

Q.3：§ 734.7にある“unclassified”[機密扱いでない]とはどういう意味ですか？

A：“Unclassified information”[機密扱いでない情報]とは、大統領令 13526 (75 FR 707)；3 CFR 2010年編集, p. 298) 又はこれに相当する先行の指令若しくは後続の指令によって機密扱いでないとされる情報をいいます。

Q.4：基本的な物理媒体における著作権保護又は一般的な財産権は、情報を“公開されたもの”とさせない“その更なる配布に対する制限”にあたりますか？

A：いいえ、基本的な物理的媒体における著作権保護又は一般的な財産権は、そのような制限にはあたりません。

Q.5：私は外国の雑誌に、私の研究結果を記載した科学論文を公表する予定ですが、その論文はEARにおいて、カナダを除くすべての国に対して輸出許可が必要なものとしてリストされた分野におけるものです。私は、私の海外の出版社にこの論文のコピーを送るのに、輸出許可を必要とするでしょうか？この回答は、私がどこで働いているか或いはどこでその研究を行っているかによって異なりますか？

A：いいえ。この輸出取引は、EARの対象とはなりません。EARは、すでに公開されている技術或いは質問にある取引により公表される技術について対象としません（§ 734.3及び§ 734.7）。あなたの研究結果は、計画されている出版によって公表されることになるでしょう。この回答は、あなたがどこで働いているか或いはどこで研究を行なったかによって変わらないでしょう？

Q.5.1：出版のために受理されるかどうかを決定する審査のために外国の雑誌編集者に、論文を送るのに輸出許可が必要でしょうか？

A：いいえ。好意的に受け取る場合、論文が一般に入手可能とされる（公開される）理解のもとに、その論文を編集者に提出しようとしているので、この輸出取引はEARの対象にはなりません（本章の§ 734.7(a)(5)）。この回答は、米国又は外国のいずれの雑誌への提出であっても適用されます。

## 輸出管理規則（EAR）における定義の改訂

FAQ 2016年9月1日施行

Q.6: 私は、EAR においてカナダを除くすべての国に対して輸出許可が必要としてリストされている技術に関する著名な国際科学会議に論文を提出するために招待されました。その分野の科学者は、出席の申込みを提出する機会が与えられています。招待状は、その分野の指導的研究者であると判断される人に与えられ、出席者は招待者だけです。出席者はノートをとることは自由ですが、発表又は議論の電子的な記録又は一語一語の逐語的な記録はできません。出席者の一部には外国人がいます。私は、私の論文を提出するのに輸出許可が必要でしょうか？

A: いいえ。公開の会議での情報の提供、及び公開の会議で提供された情報については、EAR の対象ではありません（§ 734.7(a)(3)参照）。会議又は集会は、公衆の専門的キャリアのあるすべてのメンバーが出席する資格があり、かつ、出席者が議事及びプレゼンテーションのメモをとるか、別な方法で個人の記録（必ずしも録音をとることはない）を許される場合、“open”[公開]（§ 734.7(a)(5)(iii)参照）とみなされます。出席者が申し込み順か、関連する科学的若しくは専門的な能力、経験若しくは職責に基づいて選ばれるかのいずれかである限り、登録料金（費用に対して正当に見合ったもので、すべての関心があり専門的なキャリアのある人々が参加できる意図を反映したもの）或いは実際の参加に対する制限にもかかわらず、公衆のすべての専門的なキャリアのあるメンバーは、会議等の集まりに出席する資格があるとみなすことができます。

Q.6.1: もしその会議で明らかになったことをノートにとること又は他の方法で個人の記録をとることが禁止された場合、何らかの相違がでてきますか？

A: はい、その通りです。“open”[公開]の会議とみなすためには、出席者がノートをとること又は他の方法で個人の記録をとること（ただし、録音をとることについては必ずしも対象としない）が許可されていなければなりません。ノートをとること又は個人の記録をとることが全く禁止されている場合、その会議は“open”[公開]とはみなされません。

Q.6.2: また、登録料金が有料の場合も、何らかの相違が出てきますか？

A: それは、その料金が費用に対して妥当であるかどうか、並びに、関心があり、専門的キャリアがあるすべての人が出席できるようにすべきとの意図を反映しているかどうかによります。

Q.6.3: もし、その会議が他の国で開催された場合、何らかの相違が出てきますか？

A: いいえ、相違は出てきません。

Q.6.4: 私は、上記の外国での会議で発表を申し込む論文を、審査のために会議の主催者に送るのに輸出許可を取得しなければならないのでしょうか？

A: いいえ。好意的に受け取る場合、その論文がその会議で配布され、それにより一般に公開されるとの意図を持って、公開の会議又はその他の集会の外国の主催者に対して論文を提出するのに、EAR に基づく輸出許可は不要です。その論文の提出は、EAR の対象とはなりません（本章の § 734.7(a)(5)）。

Q.6.5: 私の仕事が連邦政府により援助された場合、前述のいずれかの質問の回答は違ってくるのでしょうか？

A: いいえ。たとえ論文の発表があなたの政府スポンサーと交わした何らかの合意に違反するとしても、その論文を輸出及び再輸出することができます。しかし、EAR におけるどの条項も、連邦政府の助成金又は契約においてあなたが同意した規制に従うことに対する責務をあなたから取り除くものではありません。

[目次に戻る](#)

---

### 基礎研究（§ 734.8）

Q.1: EAR では何が基礎研究とみなされるのですか？

A: 基礎研究自体を規制するのは EAR の役割ではありません；技術及びソフトウェアの移転を規制することです。技術又はソフトウェアであって、基礎研究中に生じるもの、又は基礎研究の結果として生じるものは、一般的に EAR の対象とはなりません（特定の基準について § 734.8 を参照しなさい）。（注意： § 734.8 は、病原体や装置等の物理的な対象物には適用されません。）EAR で、基礎研究は“科学、工学、又は数学の研究を意味し、

## 輸出管理規則（EAR）における定義の改訂

FAQ 2016年9月1日施行

通常その成果は公開され、研究コミュニティ内で広く共有され、かつ、それに対して研究者が所有権又は国家安全保障の理由のための規制を受けないものである”と記載定されています。研究中に用いられる技術は、通常は一般に入手可能であるか、公開された情報の一部です。

- 一例：研究結果の公開又は研究者への技術の公開に対して制限のない、マールブルクウイルスのベクター同定に関する英国／米国の大学を拠点とした共同研究プロジェクトがあります。その研究は基礎研究とみなされ、その研究から生じた研究成果及び手法などの情報は、EARの対象とならないでしょう。米国の大学で働く外国人のために必要な“みなし輸出”はないでしょう、また、2つの大学間の研究手法及び研究結果の議論に対して輸出許可は必要ないでしょう。マールブルクウイルスのサンプルの英国の大学への輸出には、輸出許可が必要になるでしょう。

Q. 2：EAR でどのような種類の研究が基礎研究とみなされないのですか？

A：研究所、企業、大学又は研究者が研究結果の公開を制限している場合、又は研究期間中に用いられる手法の公開を制限している場合、研究は基礎研究とはみなされません。以下は、基本的であると思われる研究及び情報であって、EARに対象となるものの事例です：

- ・ 独自の研究
- ・ 公開を明確に制限している政府の出資による研究の研究手法又は研究成果。  
このように制限されている情報のみ EAR の対象となります：  
制限の対象とされていない研究手法及び研究成果の残りの部分は、基礎研究から生じた情報とみなされるでしょう。
- ・ 政府の出資による研究の研究手法又は研究成果であって、資金助成文書に存在する可能性がある条件（研究の情報交換の公表前のセキュリティレビューを義務付ける条件）に違反して情報交換されたもの。
- ・ 研究者が自発的に判断する研究手法又は研究成果であって、セキュリティの懸念及びそれゆえの公表に対する自己編集のために広範囲に情報交換されない場合。  
編集される情報のみが EAR の対象となり；自己編集の対象とされていない研究手法及び研究成果の残りの部分は、基礎研究から生じた情報とみなされるでしょう。

- 一事例：炭疽菌を調査する政府の出資による研究は、それらの研究について国家安全保障上の公表前の審査を受けます。そのグループが審査の要求に応じ、必要とされる審査なしにはこの研究について情報交換を行わない場合、それらの研究は依然として基礎研究です。しかし、この研究から生じたいずれかの情報のうち、公表を制限されているものは、EARの対象となります。同じプロジェクトからの研究手法及び研究成果であって、制限の対象とならないものは、引き続き、基礎研究から生じた情報となり、EARの対象とはなりません。

公表を制限する決定は、その決定の出処の如何にかかわらず、公表される意図がない技術がEARの対象となる技術であることを意味します。この決定は過去に遡って効果があるものではないので、すでに実行されている情報に対する輸出許可要求事項は課されませんが、その情報の今後の輸出及び今後のみなし輸出許可を必要に応じて課す可能性があります。

Q. 3：私たちの社内順守プログラムは、EARにある“基礎研究”とは、わずかに違った定義を使っています。私たちは国家安全保障に関する大統領指示書（NSDD）189号で見出せるのと一致した表現を使っています。私たちのプログラムの資料をEARの定義に合わせるため改訂する必要がありますか？

A：いいえ、その必要はありません。EARの定義の適用範囲はNSDD-189の定義の適用範囲と十分に整合しています。

Q. 5：私の研究のスポンサーは、私が公表する前に私の研究結果を審査します。その審査は、私の研究結果がEARの対象となるか否かに影響しますか？

A：それは、公表前の審査の性質によります（§ 734.8(b)参照）。大学の研究のスポンサーによる公開前の審査

## 輸出管理規則（EAR）における定義の改訂

FAQ 2016年9月1日施行

は、その公開により特許権を侵害しないこと或いはスポンサーが研究者に提供した独自に所有する情報を不注意に漏らさないことを確実なものとするためのものであれば、基礎研究としての研究の位置付けを変えることはありません。審査の結果が公表を制限することになった場合、公表が制限された情報に対してEARが適用されます。例えば、大学又はその研究者がプロジェクト又は活動の結果として得られる科学的及び技術的情報の公開に対するその他の制約を産業界のスポンサーの要求により受け入れる場合、大学での研究は“基礎研究”とはみなされません。それにもかかわらず、研究の結果として得られた科学的及び技術的情報は、すべてのこのような制限が一旦期限切れになるか、解消された場合、基礎研究とみなすことができます。

Q.6：スポンサーにより研究者に与えられた情報はEARの対象となりますか？

A：産業界のスポンサーから大学研究者への情報の最初の移転は、このように提供されたいくつかの又はすべての情報の公開をスポンサーが差し控えることができることに当事者が同意している場合、EARの対象となります。

Q.7：私たちの研究が政府の出資による研究であって、政府がそれにアクセス及び流布の規制を課している場合はどうなりますか？

A：米国政府負担研究から生じる技術又はソフトウェアであって、政府が課すアクセス及び流布の管理又はその他の特定の国家安全保障規制の対象となるものは、すべての政府が課す国家安全保障規制が満たされており、さらに研究者が研究に含まれる技術又はソフトウェアを制限なしに公開することが自由である場合には、基礎研究から生じる技術又はソフトウェアとみなされます。

Q.8：私の研究は政府が課すアクセス及び流布の管理又はその他の特定の国家安全保障規制の対象ではありません。

外国の大学院生が私の研究所で働くために輸出許可が必要でしょうか？

A：いいえ、その外国の学生が働いている研究が、§ 734.8 の“基礎研究”であって、さらに、その研究者に提供される情報が公表されることを意図しているなら、その必要はありません。

Q.9：私たちの会社は大学で研究グループと共同研究協定を締結しました。そのグループの研究者の一人は中国（RPC）の国民です。私たちは大学の研究グループと私たちが独自に所有する情報を共有したいと思います。この情報が中国の科学者に提供されないことを保証するすべはありません。この可能性に対して保護するために輸出許可を取得する必要があるでしょうか？

A：共同研究協定が、大学に独自に所有する情報を自由に公開することを認めている場合、その情報を共有することはEARが適用される取引にはあたりません。しかし、あなたの会社と研究者が公開に対する禁止令に合意した場合、大学にその情報を移転する前に、輸出許可が必要か否か及び、必要なら、輸出許可を取得するか、許可例外の適用を受ける必要があります。研究チームに情報を移転する前に、必要とする認可をあなたが取得できるように、あなたは、企業のスポンサーとして、その情報にアクセスできる外国人の国籍について適切な区分を判断し、大学と議論することが重要です。

Q.10：私の大学は工業用セラミックス及び複合材料における研究専門家である中国（RPC）出身の著名な科学者を迎えます。私の最新の、まだ公開されていない上記の分野の研究結果を私たちの来客に話す前に輸出許可が必要でしょうか？

A：その研究結果が§ 734.8 の“基礎研究の基準に合致するなら、おそらくその必要はないでしょう。具体的には、あなたが大学であなたの研究を実施しており、それを公開する意図があり、かつ、その研究の公開を規制する契約に従っていなかった場合、あなたの研究は“基礎研究”になります。そのような研究の期間中又はその結果として生じる情報は、EARの対象となりません（§ 734.3(b)(3)）。しかし、あなたの来客があなたから学んだ潜在的な軍事価値の何らかのものについて後で報告を求められることをあなたは高い確率で仮定しなければなりません。

Q.10.1：もし私が中国において中国人と話すことを提案していた場合、何らかの相違がでできますか？

## 輸出管理規則（EAR）における定義の改訂

FAQ 2016年9月1日施行

A: いいえ、質問にある情報が同じ“基礎研究”の期間中又はその結果として生じたものである場合、相違はありません。しかし、それでも、中国にいる中国人があなたから学んだ潜在的な軍事価値の何らかのものについて後で報告を求められることをあなたは高い確率で仮定しなければなりません。

Q. 10.2: 私は中国国内の彼の研究所で彼と一緒に適切に仕事をすることができますか？

A: あなたが EAR で輸出許可を必要とする EAR に対象となる技術を提供する場合、その技術を提供する前に輸出許可を取得するか許可例外の適用を受ける必要があります。あなたが提供する技術が“公開されている”場合（§ 734.7 参照）又は“基礎研究”の期間中又はその結果として生じたものである場合（§ 734.8 参照）、EAR の対象となりません。

Q. 11: カナダを除くすべての仕向地に対して輸出許可が必要とする技術を取り扱う研究結果を私の研究分野のイラン人の専門家と通信し、共有したいと思います。それを行うのに輸出許可が必要でしょうか？

A: それは、§ 734.8 で規定される“基礎研究”の期間中に又はその結果として生じた情報である限りは必要ありません。それとは異なる場合（その情報は EAR の対象であることを意味する）、みなし輸出となり、その技術をイラン人に提供する前に BIS の輸出許可が必要となる可能性が最も高くなります。

Q. 11.1: 問題としている研究が企業のスポンサーにより資金助成されたものであって、研究から生じた論文の公開前の審査に同意しているなら、どうでしょうか？

A: あなたの研究が EAR でいうところの“基礎研究”にあたるか否かは、公開前審査の性質及び目的によって決まります。審査が、あなたが公表することが特許権を侵害せず、また、スポンサーがあなたに提供した独自に所有する情報も不注意に漏らさないことを単に確認する意図である場合、依然としてその研究は“基礎研究”として適格となる可能性があります。しかし、スポンサーが、あなたの新しい研究結果を営業秘密又は独自に所有する情報として保持したいと思っているか否かを公開前審査の一部として、考慮している場合（たとえ、それを行うためにあなたの自発的協力が必要となる場合であっても）、あなたの研究は、もはや“基礎研究”とはみなされません。EAR でいうところにおいて、それは研究結果が一般に公開され、広く共有されているか否か（この設問によりその研究が“基礎研究”とみなされるか否かを主として判断します）であって、それであれば EAR の対象とはなりません。

Q. 12: 一般に研究が公開され、広く共有されており、従って“基礎研究”とみなされるか否かを判断する際に、研究が実施された機関の場所又はその種類が重要なのでしょうか？

A: 原則として、そうではありません。“基礎研究”は産業界、連邦政府の研究所、又はその他の種類の機関、並びに大学で実施されます。依然として、重要なのは機関の場所ではなくて、研究の種類、及び特に公開する意図及び自由に公表できること（“基礎研究”として特定されるもの）です。

Q. 13: 私は事業法人の中央基礎研究所で高出力レーザーの研究を行っています。私の研究結果について、それを公開するか又は別途それを公表することが可能となる前に、公表前審査のためにその研究結果を提出することが義務付けられています。私はベトナム出身の科学者仲間が米国を訪問したときに、研究結果を彼女と比較し、その研究結果について彼女と議論したいと思います。それを行うのに輸出許可が必要でしょうか？

A: あなたは輸出許可を必要とする可能性があります。その公表前審査が、あなたのスポンサーにその研究結果の公表を差し控えることを認める意図がある場合、その情報は EAR の対象となるでしょう。しかし、その情報のいずれかをあなたが公表することに対する唯一の制限が、公表することが特許権又は企業より研究者に提供された独自に所有する情報が損なわれないことを単に確認するための公開前審査であれば、あなたの研究は“基礎研究”とみなされることができ、その場合、その情報は EAR の対象ではなくなるので、あなたはその情報を共有することができる可能性があります。その公表前審査が、あなたのスポンサーにその研究結果の公表を差し控えることを認める意図がある場合、その情報は EAR の対象となることに注意してください。

Q. 13.1: 私はまだ公開していませんが、すでに私の会社の審査プロセスをクリアしており、私の仲間と共有する予定のすべての情報を自由に公開できるなら、どうでしょうか？

## 輸出管理規則（EAR）における定義の改訂

FAQ 2016年9月1日施行

A：あなたの会社からの許可が、すべての情報を何の制限もなく自由に公開できることを意味し、かつ、あなたがそれを公開する意図がある場合、その情報はEARの対象となりません。

Q. 14：私は政府が所有し、契約者が運営する研究センターで研究者として働いています。私の未公表の研究結果を、EARの輸出規制を配慮しないで、外国人と共有することができますか？

A：これは、スポンサーとなっている機関及びセンターの管理次第です。あなたの研究が、あなたの機関又は経営者により、そのセンターにおいて科学者及びエンジニアによる情報の提供を管理するために創設された適切なシステム内で、EARで定義される指定された“基礎研究”である場合、それは、商務省によりそのように取り扱われ、その研究はEARの対象とならないでしょう。その他の場合には輸出許可を取得するか、許可例外の適用を受ける必要があります（公開する場合又は別途その情報を公表する場合を除く）。

Q. 15：国防総省（DoD）と締結した研究履行契約において、私たちは特定の国家安全保障規制に同意しました。DoDは、私たちが提出する研究論文について、それが公表される前に90日の審査期間をとっており、また、そのプロジェクトへの外国人の配属についてDoDが承認しなければなりません。質問にある仕事は、別途§ 734.8の“基礎研究”になります。この出資を受けた研究の期間中又はその結果として生じた情報はEARの対象となりますか？

A：政府がスポンサーとなる研究から生じた情報の輸出又は再輸出であって、あなたが同意した特定の契約上の規制と相反する場合は“基礎研究”とはなりません、上記の輸出又は再輸出はEARの対象となるでしょう。EARは、特定の国家安全保障規制と整合性がとれている輸出又は再輸出については規制しません。従って、あなたが同意した特定の規制を順守している場合、EAR違反について心配する必要はありません。あなたがこれらの規制に違反して、§ 734.8の“基礎研究”として情報を輸出又は再輸出する場合、あなた自身がEARで規定されている制裁（その他の法律に基づく契約違反に対する刑事制裁（それに加えて、行政罰及び民事罰）を含む）の対象となる可能性があります。

Q. 16：輸出管理規則は私の研究結果を公表する能力を制限しますか？

A：いいえ、輸出管理規則はEARの対象とならない上記の研究に対してあなたが合意した国家安全保障規制を執行する手段ではありません。輸出管理規則は情報を公表するあなたの能力を制限することはありません。しかし、上記の公表が連邦政府と締結された適用される基本契約に違反した場合、他の法律のもとに行政制裁、民事制裁、（刑事制裁もあり得る）の対象となります。

[目次に戻る](#)

### 特許（§ 734.10）

Q：公文書で全面的に公開された特許情報はEARの対象となりますか？

A：特許事務所から又は特許事務所において入手できる特許又は公開（刊行された）特許出願書で開示されている範囲における情報は、EARの対象となりません。この情報の輸出又は再輸出は、どんな人でも公文書からその技術を手に入れ、さらに、その情報を広めたり公開することができるので、EARの対象となりません。その理由で、その情報へのアクセスを制限する輸出規制を課しようがありません。

[目次に戻る](#)

### 輸出及び再輸出の定義（§ 734.13 及び § 734.14）

Q. 1：外国人（米国内に所在するか米国外に所在するかを問わない）に代わって又はその便宜のためにサービスを実施することは、EARで輸出になりますか？

A：§ 744の拡散関連規制及び§ 764の特定の行為、又は拒絶者に関連する行為を除いて、EARではそのようなサービスの提供を禁止していません。むしろ、EARは、サービスの実施にかかわらず、品目の輸出、再輸出、提供、又は移転を規制します。このように、EARの対象となる技術がサービスの実施の一部として提供される場合、その提供に対して認可が必要となる場合があります。

Q. 2：私は、米国内におけるEAR対象技術の外国人への提供は、外国人が市民権又は永住権を持つ最新の国へ

## 輸出管理規則（EAR）における定義の改訂

FAQ 2016年9月1日施行

の輸出であるとみなされるので、“みなし輸出”と呼ばれていることを理解しています。私は、8 U.S.C. 1324b(a)(3)で定義される保護された個人である米国市民、及び米国の合法的な永住者は、§ 772.1で定義されている外国人ではないことも理解しています。米国外でのEAR対象技術の他の国（すなわち、提供が行われる国とは異なる国）の外国人への提供は、外国人が市民権又は永住権を持つ最新の国へのみなし再輸出です（§ 734.20で規定される場合を除く）。外国に所在する者の“永住権”のステータスはどのように判断したらよいでしょうか？

A：これは困難な可能性があります、いくつかの国々は同等のステータスを持たない場合があります。みなされるファクターには、その個人が(i)その国に無期限に居住する権利を有しているか否か、(ii)その国の雇用者により雇用されることが許可されているか否か、及び(iii)ビザなしにその国に無制限に入国したり、出国することができるか否かが含まれます。これは外国籍の者が二重国籍又は複数の永住関係を維持している場合に生じることをBISは認識しています。外国籍の者のステータスが確かでない場合、輸出者は、具体的な事例の事実に基づいて、どの国籍がより強いつながりが存在しているかを判断するためにBISに支援を要請することができます。そのような要請に応じて、BISは、外国籍の者の国、家族、職業上、財政的、及び雇用のつながりを調べます。

Q.3：米国に品目を返送することは再輸出にあたりますか？

A：いいえ、再輸出にはあたりません。米国に品目を送ることは、“再輸出”の定義を満たしていません。品目を米国に持ち込むのにEARでの認可は不要です。

Q.4：どの場合、人工衛星の所有権の移転は輸出又は再輸出とみなされませんか？

A：許可例外 STA が適格な EAR 対象の衛星のカントリーグループ D:5 国以外の団体への所有権の単なる移転（例えば、D:5 国以外の団体への所有権の軌道移行の一部として行われるもの）は、輸出又は再輸出に当たりません。

[目次に戻る](#)

### 提供（§ 734.15）

Q.1：米国に在住する外国人に規制される装置、ソフトウェア、又は技術にアクセスを単に可能にするにより、輸出許可を取得するか、許可例外が適用できるか否かを判断する要求事項が、EARを順守するために適用されますか？

A：いいえ、そのような状況における問題は、そのようなアクセスの提供の期間に、実際に“技術”が“提供”（§ 734.15で定義される）されるかどうかです。

Q.2：私はサブミクロンデバイスの設計及び製作に関する専門知識を持つ米国の大学の教授です。私は、上述のデバイスの製造を願っている外国の企業に対してコンサルタントになることを求められています。

それを行うのに輸出許可が必要でしょうか？

A：おそらくは必要でしょう。EARで輸出許可を必要とする技術を、あなたが提供する場合、輸出許可を取得する必要があるか、その提供が許可例外が適格である必要があります。その提供が米国内で生じるか、米国外で生じるかにかかわらず、このガイダンスは適用されます。

Q.3：私が働いている製造プラントは、一般市民のグループに、このプラント施設のツアーを受け入れることを始める計画をしています。このツアーのグループに外国人が含まれている場合、輸出許可が必要になる可能性があることを心配しています。上記のツアーは輸出にあたりますか？もしそうなら、その輸出はEARの対象となりますか？

A：ツアー自体は輸出にはあたりませんが、EAR対象品目の外国人による視察であって、技術又はソースコードを明らかにする場合は、技術又はソースコードの“提供”にあたります。しかし、すべての視察がそのような提供には結びつきません。単にある品目を短時間見ることは、例えば、その開発又は製造に必要な技術の提供を構成するには必ずしも十分とは言えません。たとえ技術が提供される場合であっても、そのツアーが一般市民のすべてのメンバー（あなたの競合他社を含む）に真にオープンであって、そのツアー実施の費用に正當に



## 輸出管理規則（EAR）における定義の改訂

FAQ 2016年9月1日施行

るとはいえ、鍵管理はどちらかの終端で個人によって遂行されるので、そのようなソリューションは、個人によって一般的に使用され、大規模な組織に対しては拡張性がなく、鍵の紛失の危険にさらします。さらに、マルウェアの遮蔽等のサービスは平文上で行わなければなりません、これはそのサービスを提供する定型的な慣行が、組織的レベルで不可能であることを意味します。

これらの懸念に対処するため、端末相互間の暗号の定義では 発信者と受信者の国内のセキュリティ境界でのみ解読／再暗号化を禁じています。これは、政府と産業界双方における共通的な慣行に合致しており、要求され、かつ必要なサービスが、このルールセキュリティ目標を達成するのと同時に、セキュリティ境界の範囲内で実行されることを可能にさせます。

“国内における”の条項は、複数の国々を含むセキュリティ境界を定めることからもたらせる暗号化されていない形での規制されるデータの輸出を防ぐことを意図しています。（事例として）企業のイントラネットのセキュリティ境界の範囲内の米国以外の国民への規制されるデータの提供は、今回の場合のように適切な認可を必要とするみなし輸出として取り扱われます。

Q. 8: データに対して容認される復号化／再暗号化は、カーブアウトが適用されますか？

A: セキュリティ境界間で送信中には適用できません。保護される技術及びコードは、発信者のセキュリティ境界から受信者のセキュリティ境界へは、暗号化されていない形式（すなわち、平文）でなければなりません。セキュリティ境界の範囲内の復号化／再暗号化は、マルウェア対策遮蔽等のサービスを提供するために容認されます。また、復号化／再暗号化は、“多重暗号化”（すでに暗号化されているデータの暗号化）されたデータに対しても容認されます（ただし、セキュリティ境界間のいかなるポイントでも保護されているデータが平文の形式でない場合に限ります）。このような複数の暗号化は、いくつかの VPN アプリケーションで用いられます。

Q. 9: 私の米国の会社は英国に在住する私たちの従業員の一人に技術を送る必要があります。その従業員は米国民で、私たちは § 734.18(a)(5) に従って、その技術を送ろうとしています。問題としているその技術は、英国に向けては通常、輸出許可が必要です。私たちは、輸出許可が必要でしょうか？もし英国に所在する私たちの米国民の従業員が米国のサーバーにリモートアクセスする必要があり、かつ、私たちが § 734.18(a)(5) の基準に従って、そのアクセスのセキュリティを保護している場合はどうでしょうか？もし英国国民である別の従業員が同じアクセスを必要とする場合はどうでしょうか？

A: § 734.18(a)(5) の基準に従ってセキュリティが保護された技術を送信することは輸出にはあたりません。受信者は米国民であり、従ってその技術は“提供”にはあたりません（§ 734.15 参照）。同様にセキュリティが保護された、米国のサーバー上のデータへの米国民のリモートアクセスも、輸出にはあたりません。英国国民によるアクセスは、同じ技術の英国への輸出と同様の認可が必要となる当該技術の外国人への提供になります。

Q. 10: 何者かにリモートアクセスを許可することは、§ 734.18(a)(5) でいうところの“送信”と同じになりますか？

A: はい、その通りです。

Q. 11: 全面的に非米国技術であって、米国にあるサーバーに暗号化されて保存されるものにはどのような法的ステータスがあるのですか？

A: それが米国内で保存されている間は、EAR の対象となります。米国内のサーバーへの暗号化された外国原産技術の保存をもって、それを米国原産の技術とするには十分ではありません、どこに所在していても EAR の対象となります。

Q. 12: 私のデータを § 734.18(a)(5) の基準で暗号化していない場合はどうなんですか？

A: § 734.18(a)(5) の基準で暗号化していないデータの国境を越えての伝送は輸出又は再輸出になります。

[目次に戻る](#)

**輸出管理規則（EAR）における定義の改訂**  
**FAQ 2016年9月1日施行**

-----  
**みなし再輸出とはならない行為（§ 734. 20）**

Q. 1: § 734. 20 の“みなし再輸出”にはあたらぬ行為のリストは、許可例外 TSR に影響を及ぼしますか？

A: いいえ、影響を及ぼしません、ある行為がみなし再輸出ではない場合、TSR が適用されるか否かを考慮する必要はありません。ある行為がみなし再輸出である場合、問題としている技術が § 740. 6 に基づいて TSR のもとに免除できるか否かについて更に考慮することができます。

Q. 2: 用語“事業者”は、§ 734. 20 で用いられる場合、米国外に所在する事業者のことをいいますか？

A: はい、その通りです。

Q. 3: § 734. 20 (c) (5) ではみなし輸出にはあたらぬ状況であって、カントリーグループ A: 5 以外の国民への提供に関係する状況を規定しています。これには 6 つの状況がリストされており、それらのいくつかは EAR にはない情報に言及しています。この言及されている情報をどこで見つけることができますか？

A: (c) (5) (iii) 項で言及される ITAR § 126. 18 に関する米国英国交換公文及び (c) (5) (iv) 項で言及される ITAR § 126. 18 に関する米国カナダ交換公文は、次のリンクで見つけることができます：

<http://test.pmddtc.state.gov/licensing/agreement.html>

(c) (5) (v) 及び (vi) 項で言及される合意ガイドラインは、次のリンクで見つけることができます：

[http://www.pmddtc.state.gov/licensing/documents/agreement\\_guidelinesv4.2.pdf](http://www.pmddtc.state.gov/licensing/documents/agreement_guidelinesv4.2.pdf)

[目次に戻る](#)

-----  
**技術の定義（§ 772. 1）**

Q. 1: “use”[使用]技術となる技術について、これには § 772. 1 において“使用”の定義の 6 つのすべての要素（すなわち、操作、据付（現場据付を含む）、保守（点検）、修理、オーバーホール及び分解修理技術）を含んでいなければならないでしょうか？

A: はい、その通りです。しかし、ECCN が、その規制文の標題で“使用”の 6 つの要素のうちの一以上を指定している場合、指定される各要素はその ECCN に番号分類されます。

Q. 2: 一つの品目の基本的な機能又は用途に関する情報は、“技術”にあたりますか？

A: いいえ、そのような情報は技術の定義を満たしていません。

Q. 3: 私の技術は米国軍需品リストにありませんが、CCL のいずれにもありません。

これはどういうことですか？

A: CCL で他の箇所に指定されていない技術は EAR99 に指定されます（ただし、その技術が他の米国政府機関に限定して管轄される対象となる場合（§ 734. 3(b) (1) 参照）又は別途 EAR の対象とならない場合（§ 734. 3(b) (2) 及び (b) (3) 並びに § 734. 7 から § 734. 10 参照）を除きます）。

Q. 4: Build/Design-to-Specifications [ビルド／デザイントゥースペシフィケーション] は、技術の定義から除外されますか？

A: そのようなスペシフィケーション [仕様書] は、それ自体 EAR の“開発”技術又は“製造”技術の定義の範囲外です。個々の状況に応じて、そのような仕様書が技術にあたる可能性があることは、理論的には、あり得ます。サイズ、重量及び性能要件を伝達する技術仕様書であって、Build-to-Print technology [ビルドトゥープリント技術] を含まないものは、恐らくこの定義を満たさないでしょう。

Q. 5: 技術の定義に以下の注が含まれています：

“既存の品目の設計変更は新しい品目及び技術を創出する、そして、変更された設計に関する技術は新しい品目の開発又は製造のための技術である。”

これは、どういう意味ですか？

A: 通常、一以上の企業によって一つの製品の複数のバリエーションが考案され、多くの場合、各企業はその

## 輸出管理規則（EAR）における定義の改訂

FAQ 2016年9月1日施行

バリエーションに対して共通の技術と共通でない技術をいかに分類するかについて苦労しているという事実に対処するため、BISはこの注を作りました。例えば、ECCN 9A991.d で規制される民間航空機のスイッチを製造する企業を考えてください。この企業は、この後、そのスイッチを軍用航空機で動作するように改造しました。この事例において、改造されたスイッチ“ダッシュワン”モデルは、軍用航空機のために特別に設計され、そのため ECCN 9A610.x で規制されます。双方のスイッチで共通の技術は 9E991 ですが、9A610.x のスイッチを製造するための技術における差分は、9E610 で規制されます。すなわち、技術が、9A991.d の民間航空機のスイッチを 9A610.x のスイッチに仕立てるのに必要とするものである場合はいつでも、新規の改造された品目に係る技術になります。

[目次に戻る](#)

### 輸出許可証の発行（§ 750.7）

Q.1：§ 750.7 の適用範囲で、いずれかの事業者への“技術”の提供を認可する BIS の輸出許可は、“事業者の外国人であって、輸出許可証で認可された事業者の一又は複数の施設の常勤従業員又は正規従業員（禁止された者ではない者に限る）”への同じ“技術”の提供についても認可する（ただし輸出許可証の条件が、特定の国々又はカントリーグループの外国人への“技術”の提供を制限したり禁止している場合を除く）と規定しています。その技術を受け取る事業者は、その従業員を選考する責任がありますか？申請者は、その事業者に当該技術が提供される前に、その選考が実施されていることを確認しなければなりませんか？

A：当該技術を受け取る事業者は、常勤従業員又は正規従業員である外国籍の者を現地法に沿って、選考する責任があり、BIS により認可されたいかなる技術も、“禁止された人物”である従業員に提供してはなりません。申請者は、その事業者に当該技術が提供される前に、事業者が従業員を選考していることを確認する必要はありません。

Q.2：BIS と DDTC の輸出許可及びその他の認可（例えば、BIS-748P、DSP-5、TAA、MLA、及び WDA）の有効期限は、認可された最初の輸出、再輸出、又は移転にのみ適用されますか、或いはこれらは認可の別途適用範囲内にあるそれ以降のすべての取引に適用されますか？

A：有効期限は、輸出許可又はその他の認可の中で許可された当初認可の一以上の輸出、一以上の再輸出又は一以上の移転にのみ適用されます。すなわち、米国を出国している品目の場合、一以上の輸出は認可された有効期限前に行わなければなりません。有効期限は、それ以降の取引（輸出許可証又はその他の認可で記載された最終需要者、仕向地、及び最終用途への発行時点の品目を含む）には適用されません。当該取引は、輸出許可の条件若しくは但書き条項又はその他の認可が当該取引を制限しておらず、また、米国政府が、その後において発行時点の最終用途、最終需要者、又は仕向地に関して、エンティティリスト、資格停止者リスト、又は特定国籍業者（SDN）リスト等により追加の規制を課していない限り、引き続き認可されます。

[目次に戻る](#)

### 技術の一時的輸出（TMP）（§ 740.9(a)(3)）

Q.1：TMP は、米国のサーバーへのリモートアクセスに対して使用できますか？

A：はい、使用できます。ただし、(a)(3) 項の他の条件が満たされている場合に限りです。

Q.2：米国から暗号化されたデバイスを持ち出すことは輸出にあたりますか？

A：はい、輸出にあたります。(a)(3) 項ではデバイス上の技術を容認する可能性がありますが、デバイス自体は（その仕向地に対して輸出許可が必要な場合）、EAR の他の条項（例えば、(a)(1) 項（職業用具））により是認される必要のある貨物です。

Q.3：データを保護するために、obfuscation[難読化]／tokenization[トークン化]を用いることができますか？（トークン化とは、データ又は文書が基礎をなす平文を“token”[トークン]と呼ばれるサロゲート値で置き換えることにより難読化するプロセスをいいます。）

A：適切に実施されれば、その通りです。これは有効なセキュリティ手段です。

[目次に戻る](#)